

裁判による共有物の分割 宅建 H23-03-2 <<#494>>

【問】正誤をつけよ。

共有物である現物の分割請求が裁判所になされた場合において、分割によってその価格を著しく減少させるおそれがあるときは、裁判所は共有物の競売を命じることができる。

【答え】正しい

<<ポイント>> 裁判による共有物の分割

1 共有物の分割について共有者間に協議が調わないときは、その分割を裁判所に請求することができる。

2 前項の場合において、共有物の現物を分割することができないとき、又は分割によってその価格を著しく減少させるおそれがあるときは、裁判所は、その競売を命ずることができる。
(民法 258 条)

⇒ 競売をして得た代金を分割する

★ 裁判による分割

原則 ① 現物

例外 ② 競売(代金)

③ 価格賠償(判例)